

1. 教職課程について

1 年次終了時の卒業要件単位のうち修得単位数が30単位に満たない者は履修できない。また、3年次開設の教職課程科目の履習登録を行うには、2年次終了時に、卒業要件単位のうち58単位以上を修得できていなければならない。「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」および「教えるための古典Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」についてはステップアップ科目のため、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの順に履修する。

2. 演習科目について

演習科目は、専門演習と卒業研究からなる。専門演習と卒業研究は共に選択必修科目である。

- ① 「専門演習Ⅰ」の履修は2年次春学期であるが、1年次秋学期の事前申請によって履修クラスが決定する。
- ② 「卒業研究Ⅰ」の履修は3年次春学期であるが、2年次秋学期の事前申請によって履修クラスが決定する。
- ③ 「専門演習Ⅰ」および「卒業研究Ⅰ」の事前登録日時や選考方法等については、掲示ならびにガイダンスで周知するので、必ず事前登録を行うこと。
- ④ 「専門演習Ⅱ」の履修クラスは原則として「専門演習Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」の履修クラスは原則として「卒業研究Ⅰ」と同じである。
- ⑤ 「卒業研究」を履修する者は、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を履修し、単位を修得していること。
- ⑥ 春学期に演習科目Ⅰの単位を修得できなかった場合、秋学期は単位なしで演習科目Ⅱを聴講することが望ましい。

秋学期に演習科目Ⅱの単位を修得できなかった場合、翌年度春学期は単位なしで演習科目Ⅰを聴講することが望ましい。

3. 修了科目について

4年間の学びを総括するために、4年次に設定してある修了科目の「卒業論文」を履修することが望ましい。また、「卒業レポート」1単位以上を選択必修とする。なお、「卒業レポート」を履修するには、少なくとも「卒業研究Ⅰ」の単位を修得済みでなければならない。

4. 卒業論文について

「卒業論文」は、卒業研究の単位を修得した者が、指導教員の継続的指導を受けたと認められ、規定枚数(400字詰原稿用紙換算50枚以上)に達した、一定水準以上の論文を提出した場合に6単位を与えられる制度である。

- ① 卒業論文の執筆を希望する学生は、卒業研究の単位を修得後、指定期間に所定の方法にて教育支援課に願い出ること。「卒業論文」の登録は、卒業見込学期の指定期間に行うこと。指定期間に「卒業論文」の登録をしないと単位は認定されないので注意すること。
- ② 卒業論文は、所定の期間(卒業年度秋学期の13週目)に教育支援課に提出しなければならない。(ただし、提出締切日が休日の場合はその翌日、土曜日の場合は翌週月曜日までとする。)
- ③ 「卒業論文」は主査の教員が、口述試験を経て審査を行い、評価を決めるものとする。
- ④ 「卒業レポートA・B」を通して履修することを提出条件とする。

5. インディペンデント・スタディについて

文化への関心・理解を深める、あるいは体験・表現を実践するための有益なプログラムに参加・参画した場合、「インディペンデント・スタディ」として、4単位、2単位、1単位いずれかの単位修得が可能である。単位修得を希望する者は、「Independent study 単位認定に関する内規」に従い、事前に学科長に申請書を提出し、学科会の許可を経て事前指導を受ける。事後、そのプログラム内容により単位が認定される。

6. 卒業見込証明書の交付について

卒業見込証明書の発行を請求するには、3年次修了時点において在学期間（注1）が6セメスター以上（2年次編入生は4セメスター以上、3年次編入生は2セメスター以上）で、総修得単位数**76**単位以上でなければならない。

（注1）休学期間は在学期間に含まない。